「国際知財司法シンポジウム2018」の報告 (第2日目)

~日米欧における特許無効審判等の比較~

特許庁審判部審判課 企画班長 鹿戸 俊介特許庁審判部審判課 課長補佐 馳平 憲一特許庁審判部審判課 企画係長 高田 基史

第1 はじめに

平成30年秋に開催された「国際知財司法シンポジウム2018」の2日目は、主に特許庁が担当し、日米欧の特許庁審判官による「各庁における審判の最新状況」及び「特許を無効とするための審判の各庁比較」をテーマとした講演、並びに、「特許を無効とするための審判における手続」及び「特許を無効とするための審判における請求項の訂正」についてのパネルディスカッションが行われた。

本稿では、2日目の各プログラムの内容について報告する。

第2 基調講演

冒頭、日本国特許庁(JPO)の嶋野邦彦特許技監が基調講演を行い、特許庁の審判部門における国際的な取組として、従来から開催している日中韓における審判専門家会合に加えて、近年では、米国特許商標庁(USPTO)や欧州特許庁(EPO)、ASEAN知財庁との関係も強化しつつあることを述べた。また、国際協力を通じて情報交換を進めて行くことが、ユーザーが海外において審判制度を活用するに当たっての予見性を高めるためにも、各庁がベストプラクティスを追求する上でも非常に重要であることを述べた。そして、2日目の概要を説明し、ユーザーが、日本のみならず米欧における審判手続に関する知見を深め、各庁の審判制度を活用するに当たっての予見性が高まり、知的財産権に関する紛争の迅速な解決のための一助となることへの期待を述べた。

第3 講演(各庁における審判の最新状況)

日米欧の審判の最新状況について、各庁より講演を行った。 以下、各庁の講演の概要について報告する。

1 JPO審判部 (TAD: Trial and Appeal Department)

TADからは、今村玲英子審判部長が「審判における最新の動向と取組」について、講演を行った。

本講演では、審判の現状、適時性と信頼性のある審決に向けた取組、最近のトピックスとし

て、標準必須特許に係る判定、及び、J-PlatPatによる審理経過情報の提供について説明された。

この中で、特許異議申立てについて、制度発足から3年経過したところ、決定に至るまでの中間手続が多数回におよび審理期間が長期化している事件があったことや、ユーザーから、特許権者が訂正請求を行わない場合にも異議申立人に意見を述べる機会を与えてほしい等の意見が寄せられていたため、これらの課題を解決すべく、平成30年9月に審判便覧の改訂を行ったことが紹介された。主な改訂事項は、①取消理由通知の内容の充実化、②中間手続回数の低減(原則、2回目の取消理由通知を決定の予告とする。)、③特許異議申立人の意見聴取の機会の拡大(訂正請求がされない場合であっても、必要に応じて、特許異議申立人に対して審尋を行う。)、④職権審理の範囲の適正化(異議申立期間後に提出された刊行物は、適切な取消理由を構成することが一見して明らかな場合には、証拠として採用できる。)の四点である。

2 EPO審判部 (BoA: Boards of Appeal)

BoAからは、カール・ヨセフソン審判部長官が「組織再編の実施」について、講演を行った。 本講演では、審判部の独立性及び組織再編、審判部長官の権限、審判官及び審判長の業績評価、審判部手続規則の改訂、現在の統計及び効率性への取組、ドイツ・ミュンヘン郊外のハールへの移転について説明された。

このうち、審判部の独立性については、審判部がEPOから独立した組織となったことが紹介された。審判部長官のポストが新設され、EPO長官の審判部に関する職務及び権限が、審判部長官へ移譲されたことや、各国裁判官などから構成される審判部委員会が新設され、独立性及び効率性に関する助言及び監督機能を有することが説明された。

また、効率性、予測可能性及び調和性の向上を目的とした審判部手続規則(Rules of Procedure of the Boards of Appeal)の改訂に向けた取組が紹介された。審判部手続規則の改訂素案は、ウェブサイトに掲載¹されており、12月のユーザーコンサルテーション会合²にて検討された後、2019年には、改訂された審判部手続規則が採択されるとの期待が述べられた。さらに、効率性への取組として、5か年目標(30月以内に90%の案件を処分、2023年までに係属事件数を7000件以下に削減)と、内部ワークフローの改善、部門間の業務配分の柔軟性向上、審判請求手数料体系の刷新について説明された。

3 USPTO審判部 (PTAB: Patent Trial and Appeal Board)

PTABからは、スコット・ウィーデンフェラー副首席審判長が「特許審判部の統計」について、 講演を行った。

本講演では、査定系審判及びAmerica Invents Act (AIA) 審判手続の統計について説明された。

査定系審判について、係属中の事件数は、2012年にAIAが制定された際に急増したものの、近年減少していること、2018年度の審理期間は、全ての技術分野で2017年度と比較して短くなっていることが述べられた。また、審理期間は1年を目標としており、審理期間の長い技術分野の事件について、他の技術分野の審判官に担当させることで、技術分野ごとの審理期間のバランスをとっていることが説明された。さらに、審理結果については、2018年度は、約60%が査定維持、

¹ http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/A6E82330B5DC1C8BC12583320044C6D4/ \$File/RPBA_for_user_conference_en.pdf

² https://www.epo.org/learning-events/events/conferences/2018/rpba-conference.html